

2024 年 9 月 30 日

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人とアドバンス・ロジスティクス投資法人との間の  
吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第 149 条第 1 項に定める備置書面  
の記載事項の変更

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地  
アドバンス・ロジスティクス投資法人  
執行役員 高坂 健司

アドバンス・ロジスティクス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、三井不動産ロジスティクスパーク投資法人（以下「MFLP」といい、本投資法人と併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2024 年 9 月 18 日付「三井不動産ロジスティクスパーク投資法人とアドバンス・ロジスティクス投資法人との間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第 149 条第 1 項に定める備置書面」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）第 149 条第 1 項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。）第 193 条第 1 項第 5 号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書面においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

2. 投信法施行規則第 193 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事項の内容

（中略）

(4) 計算書類等に関する事項（投信法施行規則第 193 条第 1 項第 3 号）

(i) 吸収合併存続法人に関する事項

（中略）

- ② 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（中略）

イ 決算期の変更

MFLP は、本合併に伴い、MFLP の第 17 期営業期間を本合併の効力発生日の前日までの 3 ヶ月間（2024 年 8 月 1 日から同年 10 月末日まで）とするとともに、第 18 期営業期間を本合併の効力発生日から 9 ヶ月間（2024 年 11 月 1 日から 2025 年 7 月末日まで）の変則決算とする旨の規約変更にかかる議案を、2024 年 9 月 30 日に開催する投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において上程することを決定しました。

ウ 資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準の変更

MFLP は、以下のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準を変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資主総会において上程することを決定しました。

- a. 本合併に伴い、会計上の「のれん」が生じる場合が見込まれることから、運用報酬Ⅰから運用報酬Ⅲまでの算出にあたり、のれん償却費等の取扱いを明確にするため、必要な規定の追加を行うものです。
- b. また、運用報酬Ⅲについて、現行規約では営業期間 6 ヶ月を想定とした計算式であるところ、上記④のような変則決算の導入時の営業期間の長短による影響を調整するために、上限料率について調整を行う規定を追加するものです。
- c. 運用報酬Ⅲについて、投資口の分割や併合が行われる場合の発行済投資口数の増減の影響を調整するための規定を追加するものです。

(後略)

<変更後>

2. 投信法施行規則第 193 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事項の内容

(中略)

(4) 計算書類等に関する事項（投信法施行規則第 193 条第 1 項第 3 号）

(i) 吸収合併存続法人に関する事項

(中略)

- ② 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(中略)

イ 決算期の変更

MFLP は、本合併に伴い、MFLP の第 17 期営業期間を本合併の効力発生日の前日までの 3 ヶ月間（2024 年 8 月 1 日から同年 10 月末日まで）とするとともに、第 18 期営業期間を本合併の効力発生日から 9 ヶ月間（2024 年 11 月 1 日から 2025 年 7 月末日まで）の変則決算とする旨の規約変更にかかる議案を、2024 年 9 月 30 日に開催する投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において上程し、当該議案は承認可決されました。これにより、本合併の効力発生を条件に、本合併の効力発生日において、当該議案のとおり、MFLP の第 17 期営業期間及び第 18 期営業期間が変更されます。

ウ 資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準の変更

MFLP は、以下のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準を変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資主総会において上程し、当該議案は承認可決されました。これにより、本合併の効力発生を条件に、本合併の効力発生日において、当該議案のとおり、資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準が変更されます。

- a. 本合併に伴い、会計上の「のれん」が生じる場合が見込まれることから、運用報

酬Ⅰから運用報酬Ⅲまでの算出にあたり、のれん償却費等の取扱いを明確にするため、必要な規定の追加を行うものです。

- b. また、運用報酬Ⅲについて、現行規約では営業期間6ヶ月を想定とした計算式であるところ、上記④のような変則決算の導入時の営業期間の長短による影響を調整するために、上限料率について調整を行う規定を追加するものです。
- c. 運用報酬Ⅲについて、投資口の分割や併合が行われる場合の発行済投資口数の増減の影響を調整するための規定を追加するものです。

(後略)